

横浜駅きた西口鶴屋地区で全国初！ 住宅容積率の緩和を活用した国家戦略住宅整備事業！

本日、東京圏国家戦略特別区域会議（第12回）において「横浜駅きた西口鶴屋地区」における国家戦略住宅整備事業及び国家戦略都市計画建築物等整備事業が区域計画案に盛り込まれました。

1 国家戦略特区の活用内容について

横浜駅きた西口鶴屋地区における2段階の容積率の緩和

指定容積率【500%】



都市再生特別地区による容積率緩和【680%】



国家戦略住宅整備事業による住宅容積率の加算（全国初！）【850%】

(1) 住宅容積率の特例：国家戦略住宅整備事業（国家戦略特別区域法 第16条）

当地区では、グローバル企業の就業者等の生活支援に必要な機能を併設した住宅を整備

(2) 都市計画法の特例：国家戦略都市計画建築物等整備事業（国家戦略特別区域法 第21条）

当地区では、都市再生特別地区の変更、地区計画の変更および市街地再開発事業の決定

2 今後の予定

近日中に、内閣府が、区域計画案を国家戦略特区諮問会議に諮ったうえで、内閣総理大臣へ認定を申請します。

（参考）区域計画認定の流れ

区域会議で素案の承認（H27.11.26）⇒横浜市都市計画審議会（H28.6.23）

⇒区域会議で案の承認（本日）⇒諮問会議で案の承認⇒内閣総理大臣が区域計画の認定

<林 文子 横浜市長コメント>

本日、住宅容積率が大きく緩和される国家戦略住宅整備事業として、全国で初めて「横浜駅きた西口鶴屋地区の事業」が区域計画案に盛り込まれました。認定も間近となり、いよいよスタートが近づいてきました。この事業により、海外から横浜都心臨海部に進出した企業の就業者にとって暮らしやすい、「多言語対応」で「職住近接の住環境」を整備し、横浜都心臨海部の国際的ビジネス拠点機能を更に高めていきます。

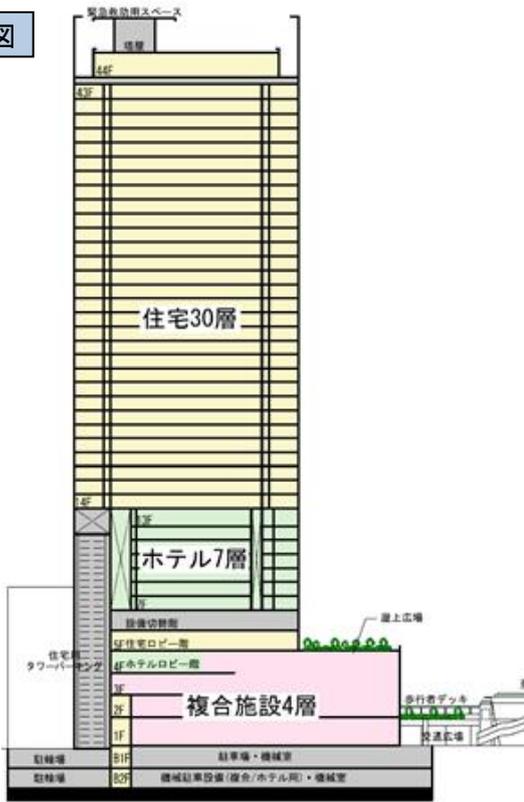
横浜駅きた西口鶴屋地区の事業概要

施行場所：神奈川区鶴屋町一丁目6番地 他
 施行面積：約0.8ha
 施設概要：住宅、ホテル、商業、多言語対応のデジタルモール・
 24時間常駐コンシェルジュサービス・子育て支援施設 等
 事業期間：平成28年度～33年度
 事業主体：横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発準備組合

位置図



概要図



外観イメージ



※ 国家戦略住宅整備事業とは

容積率を緩和することにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を促進する事業

※ 国家戦略都市計画建築物等整備事業とは

都市計画の決定又は変更をし、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業。

※区域会議の配布資料は、内閣府ホームページに掲載されます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/tokyoken.html>

お問合せ先

(横浜駅きた西口鶴屋地区の事業について)

都市整備局都心再生課横浜駅周辺等担当課長 木村 裕毅 Tel 045-671-3679

(国家戦略特区の制度について)

経済局成長産業振興課担当課長 守屋 喜代司 Tel 045-671-4600